

地方自治法（昭和２２年４月１７日法律第６７号）第２６０条の４６第１項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年１１月２０日
那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- １ 認可地縁団体の名称
那須塩原市戸田自治会
- ２ 区域
那須塩原市戸田の全域（但し黒磯の森自治会の活動区域を除く）
- ３ 主たる事務所
那須塩原市戸田６０２番地１ 戸田多目的集会施設
- ４ 申請不動産に関する事項
・土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	１，３６２㎡	那須塩原市戸田６０２番１

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
阿久津 敏美	那須塩原市下永田３丁目１３番地４（エーデルハウス１０３号）
阿久津 良一	黒磯市戸田４５４番地
安田 善美	黒磯市戸田５番地１９
櫻井 勲	黒磯市戸田５９４番地
櫻井 武雄	那須塩原市戸田４７５番地３
櫻井 福次	黒磯市戸田４１０番地
菊地 勝美	黒磯市戸田７０４番地
金井 民男	那須塩原市戸田５番地１８
堀内 勲	黒磯市戸田３６８番地１

氏名又は名称	住 所
月井 マサノ	那須塩原市戸田674番地1
月井 利幸	黒磯市戸田384番地
月井 園子	黒磯市戸田269番地
月井 将人	那須塩原市沓掛三丁目7番地6（シエルビスタⅢ－102号）
月井 幸人	黒磯市戸田378番地
月井 春之助	黒磯市戸田628番地5
月井 活美	黒磯市戸田556番地
月井 秋三	黒磯市戸田541番地
月井 芳美	那須塩原市戸田623番地
月井 寛	黒磯市戸田699番地
月井 貞好	黒磯市戸田699番地
高根沢 克	黒磯市戸田402番地
高橋 誠	那須塩原市戸田297番地
佐藤 文夫	黒磯市戸田445番地
室井 サト	黒磯市戸田634番地
小仁所 光臣	黒磯市高砂町5番地23号（すみれアパートA号）
松本 久雄	那須塩原市戸田514番地
松本 俊美	黒磯市戸田612番地
上吉原 正市	黒磯市戸田359番地
城坂 拓	黒磯市戸田687番地
人見 都美雄	黒磯市戸田642番地
青柳 清子	黒磯市戸田405番地
斉藤 ミサ子	那須塩原市戸田630番地
星 雅志	那須塩原市戸田530番地

氏名又は名称	住 所
石原 嘉幸	黒磯市戸田647番地
石澤 ナカ	那須塩原市戸田300番地
千葉 暁夫	黒磯市戸田678番地
千葉 静	黒磯市戸田678番地
相馬 幸治	那須塩原市戸田363番地
相馬 由紀夫	河内郡河内町大字東岡本741番地65
相馬 美紀	那須塩原市戸田414番地
相馬 誠治	黒磯市戸田363番地
澤田 隆雄	黒磯市戸田257番地1
大田原 政市	黒磯市戸田373番地
大田原 正弘	那須塩原市戸田545番地
大田原 繁	黒磯市戸田374番地
大野 一次	黒磯市戸田592番地
猪鼻 誠	黒磯市上厚崎378番地17
渡辺 賢一	黒磯市戸田444番地
渡邊 正義	黒磯市戸田621番地
八木沢 留吉	黒磯市戸田473番地
八木沢 義雄	那須塩原市戸田282番地
野澤 信之	黒磯市戸田461番地2
鈴木 正志	黒磯市戸田262番地2

5 異議を述べることができるものの範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和7年11月20日から令和8年2月20日まで
(土曜日、日曜日及び祝日法による休日又は年末年始の休日を除く午前9時00分から午後4時まで)

7 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年5月3日号外内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を那須塩原市長に提出すること。

8 異議申出書等提出先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市役所（本庁舎） 市民生活部 市民協働推進課

TEL：0287-62-7151 / FAX：0287-62-7500

Mail：shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp

